



関西空港旅客ターミナルビル（T1&2）における 輸出入業務通関廃止後の手続きに関するご案内

現在、携帯品として輸出・輸入される貨物のうち、旅具通関範囲を超える貨物（※）については、旅客ターミナルビル（T1&2）入国検査場内の業務通関事務室（通称：特通ルーム）において、一般商業貨物と同様の輸出・輸入申告手続（業務通関）の対応を行っていますが、令和8年9月1日からは、特通ルームは廃止することとなりました。

廃止後は、島内国際貨物地区の税関窓口へ申告いただきます。輸入業務通関については、あらかじめ次ページ以降の手続きがご自身で可能かご確認いただき、保税蔵置場や通関業者等と事前に調整のうえ、持ち込みするようお願いいたします。また、輸出についても同様ですので、事前に保税蔵置場や通関業者等と調整願います。

（※）外国から入国する旅客等が携帯または別送して輸入する貨物で30万円を超える商業貨物等

手続きの概要（詳細は次ページ以降参照）

STEP1 旅具通関範囲を超える貨物の保税蔵置場への搬入（次のA又はBのいずれかに搬入）

A：島内国際貨物地区の保税蔵置場（倉庫）

B：旅客ターミナル内保税蔵置場（KOS社）

STEP2 税関への輸出・輸入申告手続（業務通関）

（ア）通関業者に通関を依頼する場合

（イ）ご自身で通関を行う場合（次の①～③のいずれかで手続き）

① NetNACCSによる通関

② KIOSK端末による通関

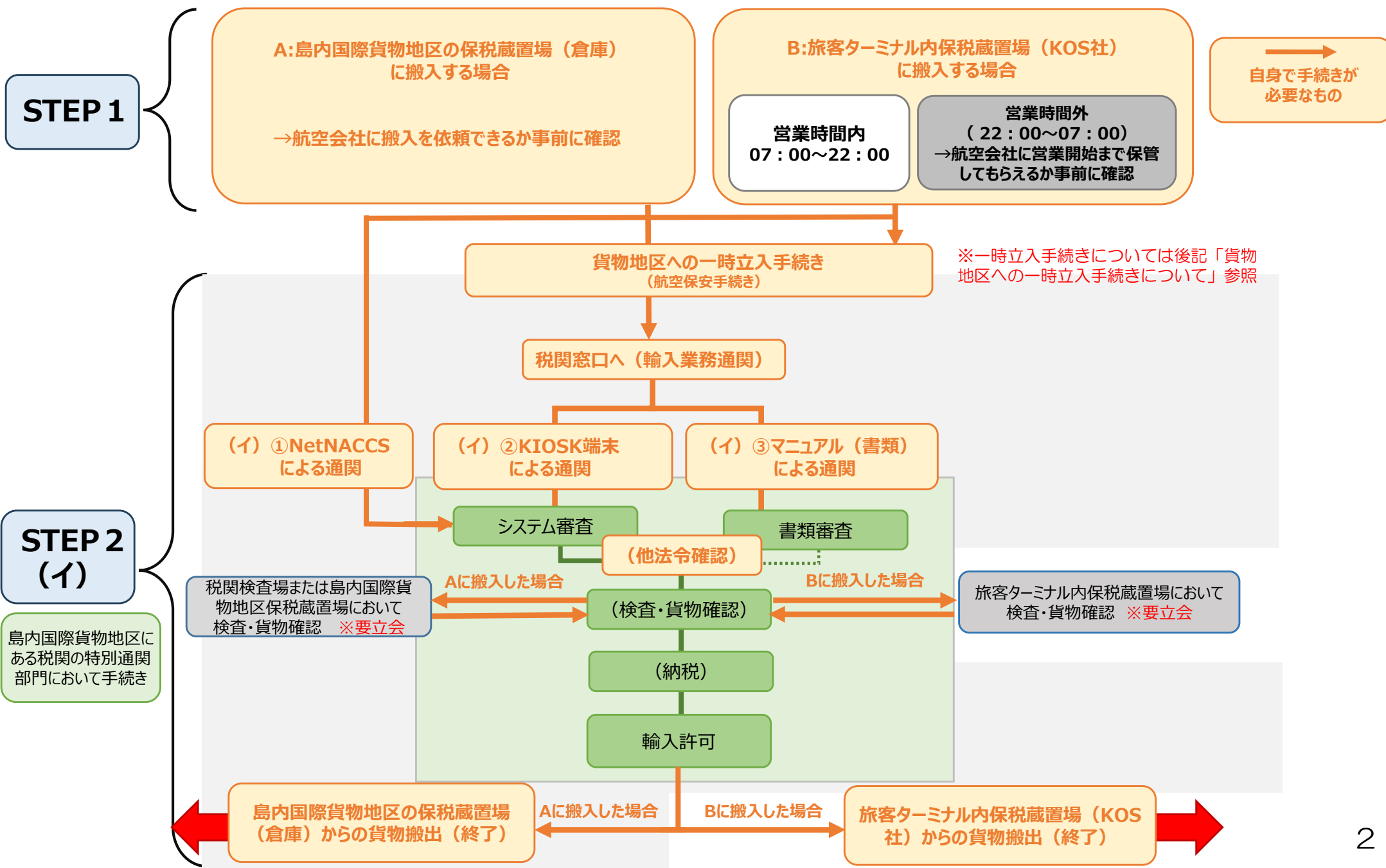
③ マニュアル（書類）による通関

【注意】税関による検査・貨物確認が必要となった場合には、保税蔵置場等において立ち会いが必要となります。

また、貨物が旅客ターミナル内保税蔵置場（KOS社）に蔵置されている場合は、島内国際貨物地区の税関窓口と旅客ターミナル内保税蔵置場（KOS社）間の移動が必要となるなど、時間を要することになりますので、事前に通関業者へ依頼することを検討下さい。



関西空港税関支署における輸入業務通関のご案内（フロー図）



注意：フロー図は一般的な流れであり、こちらによらない場合もあります



STEP 1 保税蔵置場への搬入について

A : 島内国際貨物地区の保税蔵置場（倉庫）に搬入する場合

手荷物を島内国際貨物地区の保税蔵置場（倉庫）まで運送し、搬入する必要があります。手続き等は事前に確認、調整が必要です。運送に関する手続きは搭乗される航空会社へ、運送後の保管や搬出対応については、航空会社から案内された保税蔵置場へお問い合わせください。

B : 旅客ターミナルビル（T1&2）で保税手荷物を扱っている「関西エアポートオペレーションサービス（株）（KOS社）」に搬入する場合

営業時間は7:00~22:00（土日祝日含む）のため、営業時間外は航空会社に営業開始までに保管してもらえるか事前に確認して下さい。

※運送及び保管については別途手数料が発生しますので、各依頼先へ確認して下さい。

[A:島内国際貨物地区保税蔵置場（連絡先）]

JALKAS（日航関西エアカーゴシステム）：4MW23（輸入保税蔵置場）
→24時間搬出対応可（搬出窓口電話：072-455-3680）

ANA Cargo：4MW32（輸入保税蔵置場）
→07時~22時までの搬出が可能
（搬出窓口電話：050-1707-3188又はカスタマーサービス 050-1707-3186）

KAS（関西エアポート・アビエーションサービス）：4MW21（輸入保税蔵置場）
→08時~24時までの搬出が可能（搬出窓口電話：072-456-5077）

スイスポート：4MW86（輸入保税蔵置場）
→07時~23時までの搬出が可能（搬出窓口電話：072-456-6312）

[B:旅客ターミナル内保税蔵置場（連絡先）]

KOS（関西エアポートオペレーションサービス株式会社 旅客ターミナル内）
→7:00~22:00（電話：072-455-4760（T1））

STEP 2（ア）通関業者に通関を依頼する場合

ご自身で通関業者を探し依頼して下さい。なお、必要書類、費用等については通関業者にご相談ください。

STEP 2（イ）① NetNACCSによる通関

インターネットに接続できるPC端末で『net-NACCS』ソフトウェアを起動することによりNACCSを使用して通関手続きができます。

※NACCSの使用には申込みが必要です。NACCS掲示板の「NACCSの導入をお考えの皆様へ」をご覧ください。

（URL：https://bbs.naccscenter.com/_files/00116718/riyou_gaiyou.pdf）

※税関による検査・貨物確認となった場合には立ち合いが必要となります。

STEP 2 (イ) ②③ KIOSK端末及びマニュアル (書類) による通関

● 手続方法

窓口電子申告端末 (KIOSK端末) による場合またはマニュアル (書面) による場合は、島内国際貨物地区の税関窓口 (関西空港税関支署 関西空港地方合同庁舎) において通関手続きを行ってください。

窓口は24時間対応しておりますが、審査・検査・貨物確認に時間を要する場合は、当日に貨物を引き取れないことがあります。

※島内国際貨物地区への立入りには、「貨物地区一時立入」の手続きが必要です。手続きについては後記「貨物地区への一時立入手続きについて」参照

● 注意事項

1. 通関手続きについて

税関では、輸入通関手続きの相談には応じていますが、**手続き自体はご自身 (自社) で行っていただく必要があります。**

また、通関手続きにあたり、輸入取引の内容に応じて契約書類等の提示を求める場合があります。

さらに、外国から輸入される貨物の中には、国内法令により輸入規制が設けられているものがあります。そのため、**事前に当該貨物の内容をご確認のうえ、税関以外の関係官庁で必要な許可等を取得していただく必要があります。**

[注意] 窓口は日本語での対応となりますので、日本語での対応が困難な場合は、通訳者の同行をお願いします。

2. 輸入許可および納税について

貨物を蔵置場から引き取るためには、通関手続きを行い、税関による必要な審査および検査・貨物確認を受けた後、関税等の税金を納付し、許可を取得していただく必要があります。

関税等の税額相当をご準備 (インターネットバンキングによる納付可※、クレジットカードでの納付不可) のうえ、時間に余裕をもって通関手続きを行ってください。※インターネットバンキングによる納付https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/mpn/mpn_gaiyou.htm

【輸入業務通関についての相談先】

<旅客ターミナル内保税蔵置場 (KOS社) への

搬入にかかるもの>

旅具通関部門

〒549-0011

大阪府泉南市泉州空港中1番地

TEL 072-455-1620 (旅客第1ターミナルビル)

〒549-0011

大阪府泉南郡田尻町泉州空港中14番地

TEL 072-455-1643 (旅客第2ターミナルビル)

<左記以外のもの>

特別通関部門

〒549-0021

大阪府泉南市泉州空港南1番地

関西空港地方合同庁舎内

TEL 072-455-1718

【輸入通関手続き一般についての相談先】

<相談先①>

税関相談官

平日8時30分から17時まで

TEL 072-455-1600

<相談先②>

特別通関部門

上記時間外

TEL 072-455-1718

※住所は①②とも左記特別通関部門に同じ



貨物地区への一時立入手続きについて

- 一時立入手続きについては、WEBで事前申請を行い、申請後に表示される申請番号が必要です。

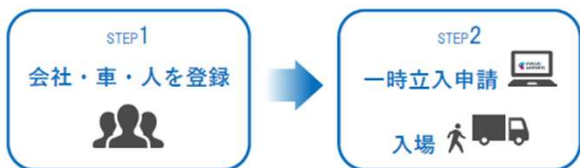
【事前登録・申請サイト】

<https://kix-cargo-area-operation.me/entrance-application/>



はじめに

一時立入申請サービスとは



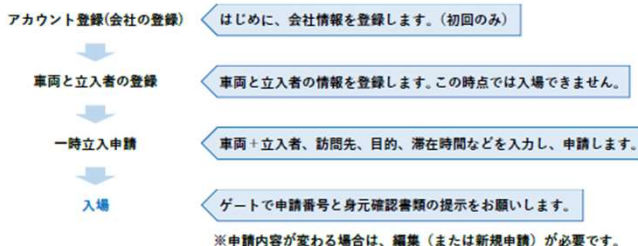
※次回入場時に申請内容（訪問先や立入目的など）が変わる場合は、申請内容を編集してください。

「国際貨物地区 一時立入申請サービス(以下 当サービス)」は、国際貨物地区の入退場における渋滞解消を支援するサービスです。

ネットで事前に申請を行うことにより、当日スムーズに入場することができます。また、各種履歴についても閲覧することができます。

国際貨物地区に一時立入する事業者は、必ず当サービスでの申請をお願いしております。
未申請の場合は一旦退場していただき、当サービスでの申請後に入場可能となります。

ご利用の流れ



ご利用時のお願い

- 国際貨物地区に一時立入する車両や事業者は、必ず当サービスでの申請をお願いしております。未申請の場合は一旦退場していただき、当サービスでの申請後に入場可能となります。
- 申請情報を6か月間利用されていない（国際貨物地区への入場がない）場合、当該申請情報が自動的に削除されますのでご注意ください。
- 混雑状況によっては、スムーズに入場できない場合があります。
- スマートフォンからご利用の際は、画面イメージが異なります。
- 当サービスのバージョンによって、画面イメージが異なる場合があります。

アカウントの新規登録

はじめに、アカウント(会社情報)を登録しましょう。

※すでに登録済みの場合は、ユーザーIDとパスワードでログインし、[一時立入車両と一時立入者の登録\(6ページ\)](#)に進んでください。

1 新規登録は「こちら」をクリック



2 登録情報を入力・「送信」をクリック



- ① 各項目を入力してください。
「ユーザーID」…本システムへログインする際に使用します。半角英数字6文字以上を指定してください。
「パスワード」…本システムへログインする際に使用します。半角英数字8~32文字を指定してください。
「メールアドレス」…パスワードを忘れた際に必要となります。
「事業者名」…貴社事業者名を入力してください。個人の方は氏名を入力してください。
「事業者名(フリガナ)」…貴社事業者名のフリガナを全角カタカナまたは半角英数字で入力してください。
「事業者略称」…発行される申請番号の先頭につく文字となります。任意の4文字を全角で入力してください。
※登録後に変更はできません。
発行される申請番号の例：
関西エア-190001
「担当者名」…ご担当者様の氏名を入力してください。
「電話番号」…ご担当者様の電話番号を入力してください。

② 「送信」をクリックしてください。

アカウント情報を編集したいとき
18ページ

3 ログインページに戻り、登録したユーザーIDとパスワードでログイン

一時立入車両と一時立入者の登録

一時立入申請をするために、一時立入車両と一時立入者の情報をあらかじめ登録しておく必要があります。
※すでに登録済みの車両や人を申請する場合は、[一時立入申請\(8ページ\)](#)に進んでください。

一時立入車両を登録する

1 「車両登録」をクリック

2 「新規車両登録」をクリック

💡 CSVファイル一括登録することもできます。
👉 [17ページ](#)

3 一時立入車両情報を入力し、「登録」をクリック

① 陸運支局コード、分類番号、用途コード、一連番号を入力してください。

※同一車両番号の登録はできません。

② 「登録」をクリックしてください。

注意：登録だけでは入場することができません。

一時立入申請の方法について→[8ページ](#)

一時立入者を登録する

1 「立入者登録」をクリック

2 「新規立入者登録」をクリック

💡 CSVファイル一括登録することもできます。
👉 [17ページ](#)

3 一時立入者情報を入力し、「登録」をクリック

① 所属、氏名、氏名(フリガナ)、電話番号、性別、生年月日を入力してください。

② 「登録」をクリックしてください。

💡 登録済みの情報を編集したいとき…
👉 [9ページ](#)

注意：登録だけでは入場することができません。

一時立入申請の方法について→[8ページ](#)

一時立入申請

車両と立入者の登録が完了したら、一時立入申請を行ってください。

1 「申請」をクリック

2 「一時立入申請」をクリック

3 申請情報を入力し、「登録」をクリック

① 申請区分を選択してください。

●一時立入車に乗って入場する場合…「車と人」を選択してください。

●循環バスや許可車両に乗って入場する場合…「人のみ」を選択してください。

② 申請情報を入力してください。

③ 「申請」をクリックしてください。

💡 申請済みの情報を編集したいとき…
👉 [10ページ](#)

- 申請番号を控え、入場ゲートへお越しください。
- 運転される方は運転免許証が必要です。
- 同乗者の方は運転免許証などの身分確認書類をお持ちください。



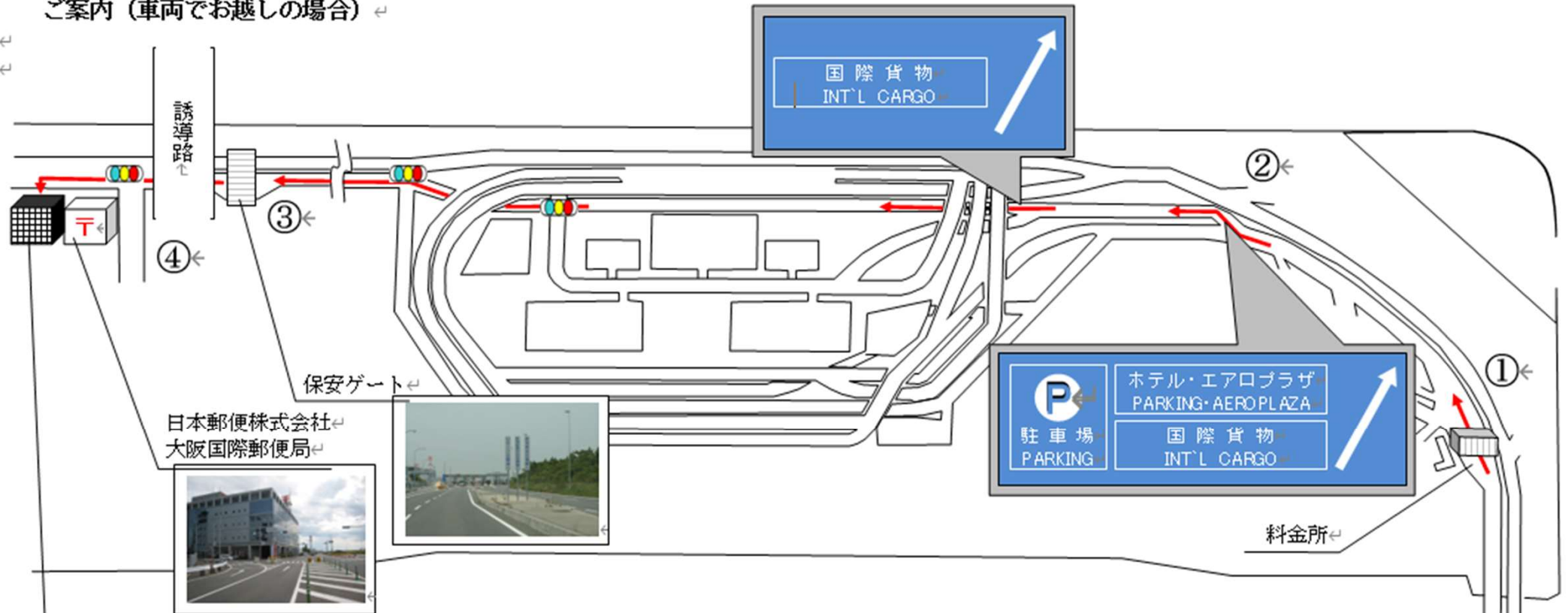


関西空港税関支署 貨物合同庁舎

〒549-0021

大阪府泉南市泉州空港南1番地 関西空港地方合同庁舎内

ご案内（車両でお越しの場合）



日本郵便株式会社
大阪国際郵便局



関西空港地方合同庁舎



ご案内（電車・飛行機でお越しの場合）

- ① 料金所を通り、「旅客ターミナル」方向に進みます。
- ② 分岐点で「国際貨物」方向（斜め右方向）に進みます。
- ③ 「保安ゲート」で貨物地区「一時立入証」の発行を受けて下さい。
※発行を受けるには、WEBで事前申請を行い、申請後に表示される申請番号が必要です。
- ④ 「保安ゲート」を通り最初の交差点（貨物合同庁舎北）を直進し、約50メートル進むと左手に「関西空港地方合同庁舎」があります。
※お帰りになるまでに「一時立入証」に「確認印」の押印を受けてください。
※「一時立入証」は「保安ゲート」で警備員に返納して下さい。



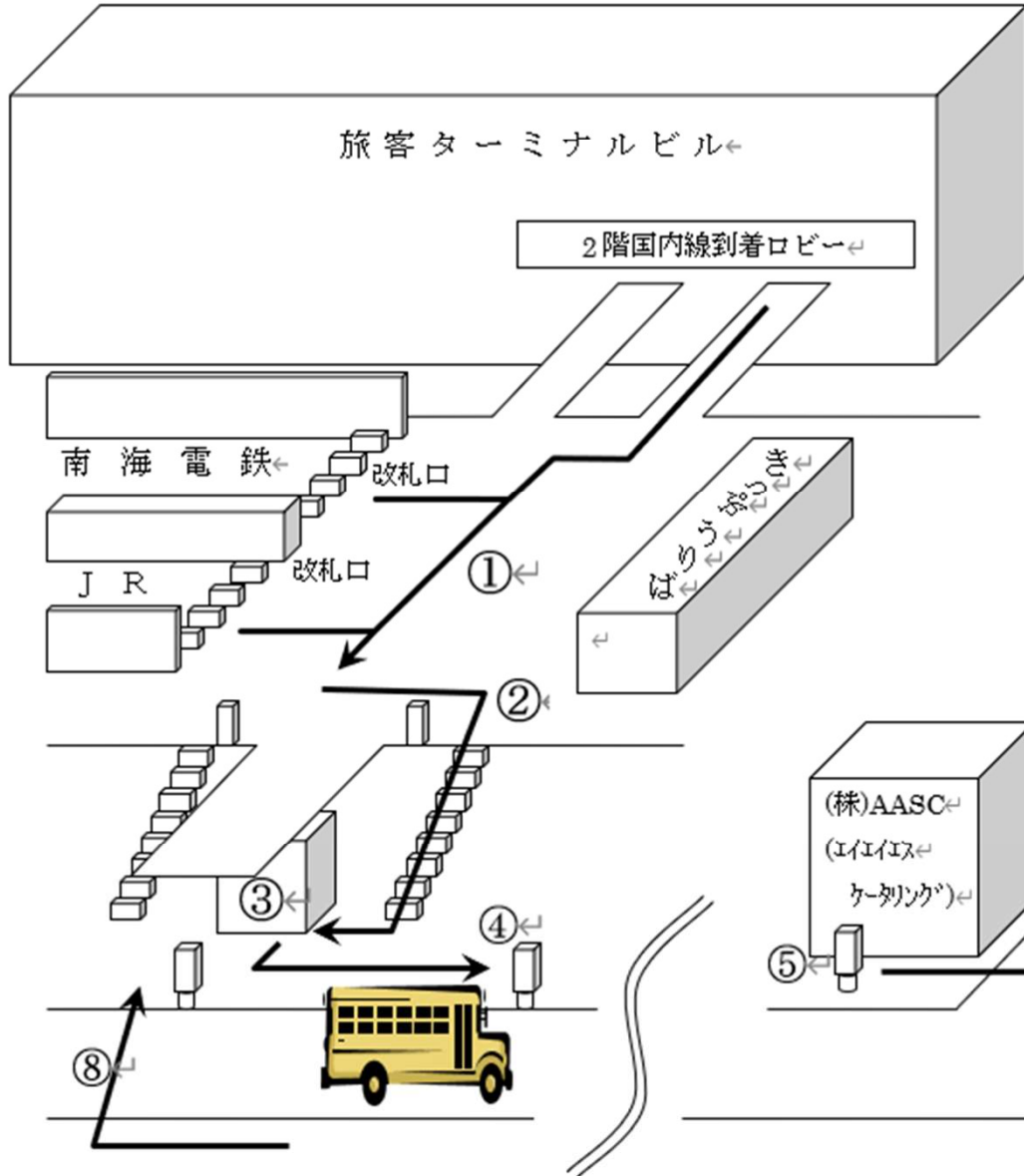


関西空港税関支署 貨物合同庁舎

〒549-0021

大阪府泉南市泉州空港南1番地 関西空港地方合同庁舎内

ご案内 (バスでお越しの場合)



ご案内 (電車・飛行機でお越しの場合)

- ① 「エアロプラザ」方向に向かいます
- ② 連絡通路の**左側の階段**を下ります。
- ③ 連絡通路の下にある、「**一時立入票発行所**」で、「**貨物地区一時立入証**」の発行を受けてください。
※発行を受けるには、WEBで事前申請を行い、申請後に表示される申請番号が必要です。
- ④ ゲートを通り、南海バスにご乗車ください。 ※運賃210円前払いです (ICカード利用可 (「PiTaPa」は割引料金適用)) 。
- ⑤ 「**機内食前**」で下車します。(乗車約5分)
- ⑥ 横断歩道を渡り道沿いに約50メートル進むと「**関西空港地方合同庁舎**」があります。
- ⑦ お帰りになるまでに立入証に「**確認印**」の押印を受けてください。
- ⑧ 帰る際に**一時立入証を返納**してください。(バス降り場で警備員に立入証を渡してください。)

